

広島県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和四年五月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和四年五月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市広石内四丁目五六八六番一地从先から 呉市広石内四丁目五四五四番一地从先まで	一 一・〇〇〇 四二・七〇〇	七 ・四〇〇 二・〇〇〇	一四二・五〇	一四二・五〇	拡幅 県道呉環状線 と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市広町字野栗迫南二〇八八番一地从先から 呉市広町字台組二〇九三番一地从先まで	一 一・〇〇〇 四二・七〇〇	七 ・四〇〇 二・〇〇〇	一四二・五〇	一四二・五〇	拡幅 一般国道三七 五号と重複